

かしわざき秋の収穫祭出店要項の遵守及び暴力団等の排除に関する誓約書

令和8年 月 日

秋の収穫祭実行委員会
実行委員長 荒井 貴裕 様

住 所
出 店 者 名
代 表 者 名

私は、「第9回秋の収穫祭」に出店するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 秋の収穫祭の出店に係る次の事項を遵守します。
 - (1) 秋の収穫祭に出店する際は、本イベントの目的・内容に賛同し、出店注意事項を守ります。
 - (2) 故意又は重大な過失により第三者に対し損害を与えた場合は、当該被害者に対する損害賠償の責めを負います。
 - (3) 当事業遂行に支障を来す恐れのある事を、第三者に対し一切漏洩しません。
 - (4) お客様に対し、誠意をもって「おもてなしの心」で対応します。
- 2 自社（申込者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、秋の収穫祭への出店において、次のいずれにも該当しません。また、警察などの関係機関から要請があった際には実行委員会が出店者の情報を提供することに同意します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 前2項の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び次の各号に該当する場合は、秋の収穫祭への出店の決定の取消し及びこれに伴う損害を賠償する責任等が生じることを認め、誠意をもって対応します。

- (1) 第1項各号の誓約事項の不履行又は履行が不完全である場合において、秋の収穫祭実行委員会が改善を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (2) 調理等の下請契約又は物品、食材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 第2項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は物品、食材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3項第1号に該当する場合を除く。）に、秋の収穫祭実行委員会が提供の中止を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

4 前項の定めによる提供の決定の取消しにより損害を受けた場合においても、秋の収穫祭実行委員会に対し、その補償を請求しません。